

「第二期地方分権改革」の推進に関する共同アピール

少子高齢の本格的な人口減少社会を迎え、国、地方を通じた厳しい財政状況が見込まれるなか、わが国のシステムを一極集中型から分散型へ、中央集権型から地方分権型へと転換し、地域の多様性と個性を生かした活気に満ちた地域社会をめざさなければならない。

こうした中、8月27日に安倍改造内閣が発足し、地方分権改革の推進に積極的に取り組んでこられた増田前岩手県知事が総務大臣に就任された。

これは、地方分権改革や都市と地方の格差是正対策に対する安倍政権の強い決意の表れであり、歓迎するとともに、これらの方向をさらに強力かつ実効あるものとして推進されることを期待したい。

今後は、新たな体制のもとで、国と地方の役割分担、地方のあるべき行政サービスの水準、それに伴う国と地方の税源配分や財源保障・財源調整について、国と地方が対等な立場で十分な議論を行った上で、国から地方への税源移譲を一体的に行うことが必要である。また、財政力の弱い地方公共団体においても必要な一般財源を確保し、安定的な財政運営を図ることができる仕組みを構築することが不可欠である。

こうした認識のもと、京都府、兵庫県、鳥取県としても、分権型社会にふさわしい自立した地方税財政制度を構築するため、下記の内容の実現を強く求める。

第二期地方分権改革の推進

1 国と地方の役割分担の見直しと権限・事務・財源の一体的移譲

「地方にできることは地方が担う」という原則の下、国と地方の役割分担を見直し、一体的に権限・事務・財源を移譲すること。

2 二重行政の解消

国による関与、義務付けや国庫補助金負担金を廃止・縮小し、関係する国の地方支分局等の廃止・縮小を行うことにより、国と地方の二重行政を解消し、国・地方を通じた行政の簡素化を推進すること。

なお、直轄事業負担金については、事業主体が負担すべきであり、廃止すべきである。特に、維持管理費については早急に廃止すべき。

3 国と地方の税源配分の見直し

国、地方を通じた税制度全般の抜本的な見直しにあたっては、国と地方の税源配分と最終支出の間の大きな乖離を縮小し、地方が担う事務と責任に見合った地方税を確保するため、当面、国と地方の税源配分を5：5とすること。

4 税源移譲にあたっての地域間の調整

税源移譲による地域間格差が拡大しないよう、税源移譲と税源の偏在調整は不可分のものとして行うこと。

特に、税源移譲にあたっては、地方消費税の充実を図るとともに、可能な限り税源偏在の小さい仕組みの検討に加え、国と地方の税源構成及び地方交付税原資の税目についての見直しなどを行うこと。

また、移譲財源の地域間調整にあたっては、移譲財源を各自治体の共通財源として位置づけ、調整する仕組みの構築について検討を行うこと。

なお、「ふるさと納税制度」については、納税者のふるさとに貢献したいという思いに対し、寄付金控除を中心とする新たな税制上の仕組みとして早期の実現を図ること。

5 「地方共有税制度」の実現

地方交付税が地方固有の財源であることを明確にするため、「地方交付税」を国の一般会計を通さず、特別会計に直接繰入れ等を行う「地方共有税」に変更すること。

6 「地方行財政会議（仮称）」の法律による設置

政府と地方の代表者等が実質的に協議を行い、地方の意見を政府の政策立案及び執行に反映できるよう、「地方行財政会議（仮称）」を法律により設置すること。

平成 20 年度の地方財政安定化に向けて

1 地方交付税の総額の確保

平成 20 年度に向け、依然として地方の財源が大幅に不足している状況においては、赤字地方債である臨時財政対策債の発行等によることなく、地方の自主性を損なわずに標準的な行政サービスの提供ができるよう地方の財源不足に対応した交付税総額を確保すること。特に、三位一体改革によって大きく減額されたままの水準にある地方交付税総額を修復すること。

なお、財政力の弱い地方公共団体においては安定的な財政運営に必要な財源が必ずしも十分に確保されておらず、このような状態が続けば、地方公共団体の本来果たすべき機能が損なわれかねないことから、財政運営に支障が生じないように、特に配慮すること。

2 地方交付税の法定率の堅持

税収の増加により地方交付税の法定率分が増加したとしても、地方の財源不足が全て解消されるものではなく、増加分は、臨時財政対策債等の発行抑制等に用いられるべきであることから、地方交付税の法定率は堅持すること。

3 地方債の元利償還金に係る約束分の確実な履行等

後年度に財政措置するとした地方債の元利償還金に係る約束分については、確実に措置すること。あわせて、今後大幅な増加が見込まれる社会保障関係費など、その他の財政需要についても、地方財政計画の策定を通じて適切に反映すること。

4 地方財政計画策定等における透明化の推進

地方交付税制度の透明性や予見可能性を確保するため、地方の財源不足額の確定など地方財政対策の決定過程の透明化を図るとともに、基準財政需要額の算定方法の安定化など地方交付税の予見可能性を高めること。

道路特定財源の安定的確保と地方への配分強化

道路特定財源制度については、地方の安定的な財源として確保するとともに、地方譲与税の拡大、地方道路整備臨時交付金の拡充により、道路特定財源の地方への配分割合を高めること

また、国の産業、経済、文化の発展に大きな役割を果たしている高規格幹線道路及びそれと一体となってネットワークを形成する基幹道路については、シーリング枠外で道路特定財源を充当し、重点整備と地方負担の軽減を図る新たな制度を創設すること。

平成19年8月29日

京 都 府 知 事 山 田 啓 二

兵 庫 県 知 事 井 戸 敏 三

鳥 取 県 知 事 平 井 伸 治